

はぐくみ留学委託契約書

一般社団法人飛島学園

はぐくみ留学委託契約書

留学を希望する児童生徒（以下「留学生」という。）の保護者（留学生に対して、親権を行うもの、または、後見人）（ ）を甲とし、受け入れる団体（一般社団法人飛島学園）を乙とし、次のとおり委託契約を締結する。

<信義誠実の義務>

第1条 甲および乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

<委託する留学生>

第2条 甲は乙に次の留学生を委託する。

住 所 〒

電 話 （自宅） _____ （携帯） _____

氏 名 _____

性 別（男・女）

生年月日 平成 年 月 日 満 歳

甲との続き柄（ ）

<目的>

第3条 不登校や引きこもり等学校に行き辛さを感じている児童・生徒に対し、一般社団法人飛島学園が受け入れを実施し、豊かな自然の中での自然体験活動や集団体験活動をとおして、心身の健全育成と子どもの可能性を引き出すとともに、地域の活性化と教育の振興・充実を図ることを目的とする。

<留学生の範囲>

第4条 この制度により受け入れる留学生は次のとおりとし、一般社団法人飛島学園が面接のうえ決定する。

(1) 飛島地域の環境および受入れ学校の方針を理解する児童・生徒

(2) 小学校5年生～6年生及び、中学校1年生～3年生までの児童・生徒

*不登校・ひきこもり等、学校に行き辛さを感じている児童生徒を優先する。

<留学の期間>

第5条 期間は1年とし、継続も認める。

<契約事項>

第6条 甲及び留学生は、次の事項を履行するものとする。

(1) 留学生は笠岡市飛島に住民登録をすることを基本とする。

(2) 留学生は学校・寮生活の両面において、他の児童・生徒の学習・生活に支障・障害を与えてはならない。

(3) 飛島地域の行事、諸島間の交流行事に進んで参加する。

(4) 本制度の趣旨を理解し、保護者と留学生は必要以上に連絡は取り合わない。

(5) 留学生は他の留学生と金品の貸し借りをおこなわない。

- (6) 留学生は必要以上の現金を所持しない。
- (7) 留学生同士のトラブルは、双方の話し合いにおいて誠実に解決することに努める。
- (8) 健康保険証を持参する。
- (9) 保護者は児童生徒への差し入れ、仕送りを控えること。
- (10) 学校生活・寮生活に不適應が発生した場合適宜指導を行うが、場合によっては保護者に対応を依頼する場合がある。指導を受けても改善されない場合は、保護者に対し（一社）飛島学園が離島留学契約の解除を通知する。これに対し、異議を唱えないこと。また、保護者の言動についても同様に契約解除の対象とする。

※問題児童・生徒の更生プログラムではありません。発達障害や個々の特性に応じた特別な支援、対応はしません。仲間との共同生活や離島での活動を楽しめる「自ら挑戦したい」「成長したい」という意欲ある児童・生徒を応援しています。

※過去に発達検査や継続した支援を受けている場合は、必ず事前にご相談ください。受け入れ後に発覚し共同生活が困難と判断した場合は契約を解除します。

- (11) 前各項までを含む契約書に記載する事項を厳守する。

<留学生の委託料>

第7条 留学生の委託料は物価その他を考慮して、一般社団法人飛島学園が額を決定する。

- (1) 登録料は、契約時 200,000 円、継続の場合は 100,000 円とし 2 月 15 日までに納付する。
契約後の離島留学解約については、登録料は返金しないこととする。
- (2) 委託料（食費を含む生活費）は、月額 81,400 円（税込）とする。
- (3) 委託料は前期分を 3 月 15 日、後期分を 9 月 15 日までに（488,400 円）を納付する。
- (4) 学校教材費・給食費・PTA 会費等の学校への納入金および医療費・学用品費・衣料費・遊具類費・通信費・旅行費・特別活動費（スポーツ少年団・その他の教育活動にかかる費用）等の費用及び小遣い等、留学児童・生徒にかかわる経費は実親負担とする。

<留学生に対する義務>

第8条 乙は甲とよく連携をとり、留学生を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。

<事故発生時の処置>

第9条 病気または何らかの事故が発生したときは、その実情に応じ乙が適切な処置を取り遅滞なく甲に連絡し協議して善処する。

<帰省>

第10条 自己都合により一時帰省を希望する場合は事前に甲乙協議の上認める。自己都合による帰省（オープンスクール・入試等含む）の清算返金はおこなわない。

<契約解除>

第11条 次の事項に該当する場合は、甲・乙で協議し契約を解除することができる。

- (1) 留学生の問題行動（注1）等により、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき。

(3) その他、本契約による条項の履行を継続し難い事由が生じたとき。

(注1：暴力、暴言、窃盗、恐喝、規律違反、器物破損、物品の無断使用、仲間への威圧的態度、指導無視、その他迷惑行為)

<甲の損害賠償>

第12条 甲は、不測の事故等については、乙に一切の損害賠償請求をしないものとする。

(1) 留学生が故意または重大な過失により、建物、設備、備品等を破損または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

<留学生の損害保険の加入>

第13条 留学生の万一に備えて、乙は損害保険に加入するものとする。

<契約締結の費用>

第14条 この契約の締結および履行等に必要な一切の費用は、全て甲の負担とする。

<管轄裁判所>

第15条 この契約について訴訟などが生じたときは、乙の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

<契約に定めのない事項>

第16条 この契約に定めるものの外は、甲乙が協議して善処し、解決を図るものとする。この契約を証するため、甲および保証人は印鑑証明を1部添付し、本書を2部作成し、甲乙が各自その1部を保有するものとする。

令和 年 月 日

<委任者「甲」保護者>

住 所

氏 名 _____ 印

<受任者「乙」一般社団法人飛鳥学園>

住 所 岡山県笠岡市飛鳥 6402 番地 2

氏 名 代表理事 堂野 博之 印